

比較における社会福祉の視点

——東洋思想の反省と行為的直観への志向——

守屋 茂

現状と問題点

日本国憲法の実施に伴い、福祉諸法が整備したために、急激に行政需用が高まって、今やそれ自身の重みによって、一大難関に逢着することとなった。時には「一大虚に吠ゆれば万犬吠を伝う」が如く、幾多の連鎖反応によって脹れ切った行政需用は、昭和五十八年度の如き、一部の生活保護を除いて、一律にマイナスシーリングの対象ともなり、わけて医療保障の如き数年乃至は十数年にして、財政上の破綻必至ということも伝えられるようになった。しかしそうした財政上の臨時措置や、難局に対する危惧にしても、社会福祉・社会保障乃至は社会福祉行政そのものの、本質に対する根源的な対応ではないので、何れの日かまた苦肉の策が立てられて、反動的に脹れ上る可能性もあろう。こうして制度

的なプラス・マイナスを繰り返しつつ、肥大化する社会福祉は、可逆的反應によって、政治的には国民の担税能力の限界を越えて、国家公共団体の財政危機が興ると共に、一方対象者自身は外面的・依他のな要求に馴れて、主体的な人格の破綻を来すこともなる。つまり無反省・無批判な福祉の増幅肥大化は、人類・国民の進歩どころか、反って没落の不可避性を積み重ねること、国家・民族衰亡の誘因をつくることにもなりかねないであらう。

要するに我々の重大関心事は、財政の破綻はもとより、国民のとめどもなき物質的な要求こそ、国家・民族の危急存亡にかかわる重大案件であるということであって、これを解きほぐすことが、福祉の失地回復を図ると共に、国家・民族の危急に対応する所以でもある。かつて臨時行政調査会委員瀬島龍二氏が、あるところの記念講演で日本の将来についてとして、社会福祉・社会保障に

ふれた一齣がある。即ち我国の国民一人当りの平均所得に対して、現在の行政サービスの水準で、その平均負担率は三五%であつて、その中二四%は税であり、残る一%は社会保険である。これをヨーロッパの先進国について見ると、概ね五三%〜七三%であるが、何れも平均負担率が四五%を越える頃から、働くよりもらうほうがよいということで、国民の活力は著しく減退したところがある。ところが我国は経済大国とはいえ、ヨーロッパより早く手をあげることともなりかねないので、残る一〇%が達成されない中に、社会福祉の水準と、国民の負担率とのバランスを、どこでどうとるかということで、活力を失うことのないようにするのが、刻下の緊要事であるといふのである。かつてギボンが『ローマ衰亡史』において絶叫したように、積み重ねられた構造物は、それ自身の重みのために、本体も遂に潰えることともなろうとしたこととも反省せねばなるまい。福祉の充実は、福祉国家化ということと許されもしようが、とめどもない負担過重のため、国家・民族の衰亡を来すであろうことは、聞き捨ての出来るわけのものではない。こうした危機一髪の状態を招来した誘因は憲法であり、その法思想の根源は、個人偏重の欧米思想ということにもなりかねない。事実現行憲法は、GHQの仕着せといわれぬわけもなく、改憲論の可否は別としても、我国の民族的・風土的な要素に欠けており、わけて福祉面では、外延的な物質的保障一辺倒であると

共に、極端なる個人主義化などの暗影を投じていることも争えないであろう。

今の社会福祉は、国家責任の下における福祉国家化ということから、政治的には法治主義の下で、実定法の整備が進められるところから、対象者は半ば契約化した法上の権利として、ひたすら物質的な施設を要求することとなる。ところが法というものは、内包的な精神的なものまで立法化することは出来ないで、勢い外延的・可視的なものとなるということ、国家責任の所在も自ら限界があるということにもなろう。尤も一部には内包的な自覚の用意を期待した、条文もないわけではないが、そうした法以前ともいふべき自然法的なものは、国民各自に信託されているといえないわけもなからう。

何れにしても、法によつて処理されるものは、徹底して経験的・物質的なもので、いうならば対象者の人格的なものを確保するための、条件整備にすぎないということであつて、更には法以外に互る人格的処遇のために、先験的・精神的なものへの配慮を必要とするということであろう。つまり如何に法の整備運用が適法であるにしても、法の適用性というところから、成文法の規定とはならぬ、意志または心情に対する道徳性を追及することが要請され、実定法の運用の外、これら法の舵取りともなる哲学的・根源的なものを考えねばなるまい。人格的処遇のためには、むしろ自然法的な精神的なものを主軸として、実定法の運用を図ること

が望ましいこともなるう。

つまり国家責任の下でという振れ込みで、個人的・物質的なものを柱として行われる現在の社会福祉は、紛れもなくヨーロッパの環境構造ひいては、その精神構造のもたらす必然的なものであつて、東洋殊に我國の風土や伝統にそぐうわけのものではなく、茲において始めて東西の比較から見て、我國の以て立つ所以を明らかにせねばならない。

環境構造の差異と精神構造への反省

今多く行われている比較思想の研究は、えてして同じ次元の下に立って、表面化しているものの、概念的な操作に傾き、いわば同じ次元のものを許りを集めて説明しているもの如く、比較の上で異なつたところに着眼して、その異なつたものがどうしてそうなっているのかという点については案外注目されていらないのではなからうか。いうならば抽象化された思想乃至は精神構造の、概念上の比較には忠実であるが、精神構造と切りはなすことの出来ない、同時同存的に相即相入する環境構造にふれないのはどうしたことか。思想構造と環境構造は別個のものではない。環境構造を誤りなく究明することによって、思想乃至は精神構造の態様を窺ひ知ることが出来よう。そういう立場に立って考えて見ることとする。

由来西洋の文化は、メソポタミヤやエジプト等沙漠乾燥地帯に

端を發し、チグルス河・ナイル河等からの人工灌溉を始めとする技術を中心として發達し、地理的にも歴史的にも、都市的なオリエント文明の中枢的基盤を確保することが出来た。がしかし共通する環境は、砂漠・乾燥を基幹とし、食糧は狩猟を主とする殺伐なものであるがために、自然の恩恵を感ずるところではなく、むしろ反つて自然を征服し、自然を利用するところから、勢い人工的・合理的・技術的ともなり、社会・経済・文化の仕組みが、すべてこうした砂漠・乾燥を母体として、時に鬭争という強行手段を基盤として進められるところに、西洋文明の宿命的な道行きを読みとらなければならぬ。砂漠・乾燥につながる草原・狩猟などに対する個人的・集團的な鬭争に伴う、對抗的・鬭闘的なことは、ヨーロッパにおいて生活するものの、避けて通ることの出来ないものであつて、これを乗り切るためには、妥協・契約など人為的な営みが重視され、これが得られない時には、嫉視・排斥・鬭争・鬭闘とエスカレートするなど、顕在的對他行動を必要とするに至り、ここに西欧的な個人を主軸とする権利思想が胚胎することとなつて、あらゆる人間関係の基本的条件となるに至つた。殊に個体維持にかかわる食生活においても、自然の植生に依存することが出来ないで、勢い狩猟・牧畜に頼るというところから、遂に動物中心の生活体制ともなり、自然を征服するという技術文明と共に、専ら外向的性格を形成せしめることとなつて、妥協的な契約ともなる外延的法思想の根源ともなつた。

これに較べて東洋殊に我國は、多雨・高温のためあらゆる植生の生育に適合し、多くの森林地帯を保有して、いわゆる常緑広葉に属する照葉樹林文化を形成すると共に、稲作を主とする食用植物も、農耕経済下に多様化して、いわゆる菜食を主とする食生活の条件が具備している。わけて農耕菜食の人間關係に及ぼす影響は、性格の形成など、民族的特質を考える場合、見逃すことの出来ない要因となっている。當農上年期を必要とする許りでなく、耕作・收納など他人との協同・協力を必要とするの外、天候・気温の如き自然的条件に背くわけにはいかない点など、業態そのものが、個人的・獨善的營為だけではすまされないとこの營農の構造自体が、すなわち自然を利用し、うまくこれを乗り切る構造を必要とするのである。それに菜食を主とする食生活の恩恵は、紛れもなく受容的・忍従的・調和的なものをもたらすこともとなり、能動的な緊張を振起するにつけても、自然と人間との調和の上に立つ、戦士の哲学とでもいう武士道ともなつて、戦わざることを以て本旨とするようにもなつた。

要するに、環境構造の下における東西の差異を端的に表明するなら、西洋が自然や人間などをすべて対峙的に捉えて、個人的・対立的・闘争的とするに反し、東洋殊に我國は、自然や人間など次元の異なるままに、共存的・調和的に捉え、自然や人間を有るがままに、寛容的に受けとめるということである。いわば西洋は至つて陽性的・男性的で、生成発展の文化を形成するのに對し、

東洋は至つて陰性的・女性的で、統一潛藏の文化を創造する傾向があるともいえよう。

牧畜と農耕から生まれた思想・信仰

クレツメルが「性格の中心は氣質であり、氣質は體質によつてつくられる。」といったという。つまり外延的・環境的な因子を多分に持っている體質は、そのまま内包的・精神的な氣質の基礎となり、その氣質はその人間の全人格の性格をつくるというのである。ともかくも内包的な精神と雖も、外延的な體質をはなれたものではないということである。東西における農耕と牧畜に集約される環境構造如何は、直ちに體質・性格とエスカレートして、必至的に思想と信仰など精神構造の基盤を形成して、東西夫々異なつた思想・宗教ともなるわけである。こうしたことから東西共に環境構造を異にしたまま、性格の異なる思想や宗教の興ること、単なる人為的な選択ばかりではなく、自然のもたらす恩恵ともいふべきもので、いふならば、次元の異なつた物と心とが、相対抗争でいくか、相待調和でいくかということもなる。

試みにユダヤ教・キリスト教・イスラム教などの教典を一つづつみるなら、思い半ばにすぎるものがある。人々相互の信頼もないままに、外在的な絶對者を立て、神と人とを結ぶに契約的内容を持つ選民思想を以てするなど、徹底して個人的であり對抗的であつて、その思想の公分母は、矛盾を排除し、調和を否定する論理

で一貫されている。

つまり是等の宗教は、乾燥・草原・狩猟・牧畜・肉食などの環境構造の下で、数千年乃至は数万年に亘る、遊牧民の生活規制の集大成によって、成立発展したものであって、いわばヨーロッパの宿命的なものといえないわけもなからう。

これにひきかえ、東洋殊に我国に定着している、神道・儒教・仏教等の如き、印度・中国・日本など国や民族を乗り越えて、夫々の特色を持って発達し、湿润・高温・森林などの環境条件から農耕・菜食を母胎として生まれ育ったところに、調和という共通の基盤を見出すことが出来るのである。つまり農耕は自然と人間が次元の異なるままに、調和の上に立っているところから、一切衆生悉有仏性、即ちありとあらゆるものは、すべて皆絶対的価値的な存在であり、而もそれらのは各々独立した存在であり乍ら、縁起ということから、相互にかかわりあっているという。今日の言葉で言えば、たとえ一物たりと雖も、宇宙的規模の上に立っていることを、肌で受けとめているということである。とにかく、湿润と森林を母胎とする農耕を公分母としているので、勢い人と自然の調和がかない、住み別け理論ともなり、また生物共存の実態ともなるわけである。

形式的論理と実践的対応

西洋における環境構造の一齣としての、食糧確保のための狩猟

は、纏て牧畜に改変されたとはいえ、本来的には、狩猟形態としての、二者択一の論理を逸脱したものとはいえない。二者択一の論理はいうまでもなく、優勝劣敗・弱肉強食という矛盾律と排中律の上に立って、常に自我中心の思惟が要請されるので、妥協と契約を必然の成行とされ、これを進めるためには、或は人工で緩和し、或は肉弾で征服し、更には排中律を裏打ちとして、弥が上にも二者択一の論理で攻め立てる。そうしたことが個人主義的思惟となり、契約を内容とする法思想の発達を促し、経済的には自由主義、政治的には法治主義、思想的に合理主義となつて、全世界を風靡することとなり、終にはとどめなき個人の利潤追及となり、心のヒタのない法律が人間の行動を規制し、冷たい倫理や科学が立ちほだかるなど、全面的に内包的な人格が埋没し、よい意味から発足した個人主義は、今や自家中毒症状を露呈し、更には矛盾律と排中律の攻勢は、物と心を分断し、学問と実践を分極化し、世はあげて、西洋化することによって、怒濤狂乱の真只中に突き落されてしまったのである。

これに反して東洋乃至我国は、菜食を確保するための農耕構造から、自然と人間とは共存の上に立って調和を根源としているところに、反西洋的なものを読みとることが出来る。いうならば矛盾律と排中律の否定の立場に立ち乍ら、しかも更にこれを実質的・具体的に顕現するという高次の中道が確立されているのである。殊に仏教という縁起は、個々のものはそれぞれ絶対的・価値

的なものとされながら、すべての存在は、種々な条件・因縁によつて支えられているという、一即多・多即一の相即相入を期待し、これが論理的な展開としては、分別性・依他起性・真実性の三自性を立てながら、これをも否定してそのまま相無性・生無性・勝義無性の三無性に追い込み、何等の執着・拘泥もなく、最もよい条件を選んで、最もよい現実を、人間の営為によつて確保しようとするのである。

社会福祉の究極は、只単に表層的な人文科学的な概念のみによつて、辻褄を合せることで満足出来るものではなく、あくまで社会科学・自然科学等学際的成果をもとりいれて、論理的に帰趨とするところを、外延的・物質的に確保するばかりでなく、比較によつて解明した東洋殊に日本の特質に徹して、内包的・意志的な自主自律の当体たらしめることで、行為的直観とでもいうか、その境涯を実物化しなくてはならないのであって、そこに実学としての社会福祉の現成を見ることとなるのである。

(もりや・しげる、社会福祉、元龍谷大学教授)